

2018年9月11日

アフラック保険サービス株式会社

平成30年北海道胆振地方中東部を震源とする地震により 被害を受けられた皆様へ

このたびの災害により被害を受けられた皆様に心からお見舞い申し上げます。
一日も早い復旧をお祈り申し上げます。

アフラック（アフラック生命保険株式会社）では、災害救助法が適用された地域のご契約者様について、以下の特別措置を実施しております。

詳細につきましてはアフラックホームページ（<http://www.aflac.co.jp/info/saigai/>）にてご案内しておりますので、ご確認ください。

[特別措置の内容]

1. 保険料払込猶予期間の延長

- ・お申し出により、保険料のお払込みについて猶予期間を最長6カ月間まで延長いたします。

2. 保険金・給付金の請求手続き、契約者貸付の申請手続きの簡素化

- ・お申し出により、必要書類を一部省略するなど、通常の場合よりも簡易なお取扱いをいたします。